

テスコ株式会社函館人材派遣センター

職業紹介事業の運営「法第32条の16 第3項に関する事項(情報提供)」公開

就職者の数

情報登録年度	4ヶ月以上有期及び無期 (人)	4ヶ月以上有期及び無期 (人) うち無期 (人)	4ヶ月未満有期 (人日)	離職者数 (人)	離職が判明せず (人)
平成31年度	2	2	0	0	0
令和2年度	2	2	0	0	0
令和3年度	0	0	0	0	0

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者						
求人を受け付ける時の事務費用	3,000 円						
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後6ヵ月で支払われた賃金の50% 手数料負担者は求人者とします。						
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後6ヵ月で支払われた賃金の20% 手数料負担者は求人者とします。						
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	<table border="0"> <tr> <td>着手金</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>活動1日当たり</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>成功報酬</td> <td>職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の0%</td> </tr> </table>	着手金	0 円	活動1日当たり	0 円	成功報酬	職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の0%
着手金	0 円						
活動1日当たり	0 円						
成功報酬	職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の0%						
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の0%						

上記手数料に加えて別途消費税をいただきます。

手数料が求職者の賃金の50/100(1ヵ月の賃金額を算定基礎)を超える場合は、50/100を限度とする。

許可番号 13-ユ-080251

事業所の名称及び所在地 テスコ株式会社 函館人材派遣センター
函館市本町6番10号 五稜郭ビル8階

《 求人者のみなさまへ 》

事業所名 テスコ株式会社
函館人材派遣センター

- (1) 取扱職業・取扱地域の範囲は下記の通りです。
- 1 取扱職業 全職種
(専門的・技術的職業 管理的職業 事務的職業 販売の職業 サービスの職業 保安の職業 農林漁業の職業 生産工程の職業 輸送・機械運転の職業 採掘の職業 運搬・清掃・包装等の職業)
 - 2 取扱地域
函館市及び近郊他国内
- (2) 受付手数料及び紹介手数料について
- 1 受付手数料 厚生労働省に届け出た手数料表に基づき申し受けます。
いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返し致しません。
 - 2 紹介手数料 紹介により雇用契約が成立した場合、厚生労働省に届け出た手数料表に定める手数料を下記により頂きます。
 - ・ 6ヶ月間の雇用について支払われた賞与及び賃金に関し手数料表に定められた額。直接雇用された後の勤務如何に係わらず、頂いた手数料はお返し致しません。
- (3) 求職の申込は原則全て受付ます
- ① 求職の申込は、下記場合を除き全て受理いたします。
受理出来ない場合
イ 取扱業務範囲以外の場合。
ロ 申込内容が法令に違反するとき。
ハ 労働条件が著しく不適當な場合。
ニ 労働条件等の書面(弊社指定「求人申込書」)による呈示が無いとき。
 - ② 求人受付期間は、申込日より最長6ヵ月まで有効とする。
ただし、当年度末(3月末日)を超えることはない。
- (4) 情報の保管管理
- ① 収集した情報は、業務目的の範囲以内でのみ使用いたします。
 - ② ご本人の同意を得た場合以外は、一切目的外に使用いたしません。
 - ③ 収集した情報の取扱は、民営職業紹介担当者のみ限定し、且つ厳重に保管いたします。
 - ④ ご本人の要請があれば、いつでも開示及び訂正を行います。又保管方法及び使用に関する説明を行います。これら要請を理由として、ご本人に対して不利益な取扱はいたしません。
 - ⑤ 弊社内部規定として情報管理規定を作成し、全社でその遵守を徹底します。

- ⑥ 個人情報取扱に関する責任者を定め、その管理の徹底と苦情処理を責任をもって当たらせてます。(苦情処理担当者名、苦情受付電話番号は、営業担当より申し上げます)

(5) 苦情処理

- 1 苦情の受付
求職者からの苦情につきましては、書面及び電話・FAX等で苦情受付担当者にお申し出下さい。
- 2 苦情処理
苦情受付担当者と紹介元責任者（法律で設置することが定められている紹介事業の責任者）が、誠意を持って対応いたします。
- 3 苦情受付担当者名、紹介元責任者名、及び受付電話番号等は、本件呈示を行った者がお知らせいたします。

- (6) 弊社は、職業安定法に基づく有料職業紹介事業の許可を受け、社会的要請により求職者と求人者間の需給調整機能を果たすことを使命としております。この目的を達成するため、関係諸法規を遵守し、求職者及び求人者の要請に誠心誠意お応えする所存です。何卒求職者及び求人者の皆様のご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

以 上

《 求職者のみなさまへ 》

事業所名 テスコ株式会社
函館人材派遣センター

- (1) 取扱職業・取扱地域の範囲は下記の通りです。
 - 1 取扱職業 全職種
(専門的・技術的職業 管理的職業 事務的職業 販売の職業 サービスの職業 保安の職業 農林漁業の職業 生産工程の職業 輸送・機械運転の職業 採掘の職業 運搬・清掃・包装等の職業)
 - 2 取扱地域
函館市及び近郊他国内

- (2) 受付手数料及び紹介手数料について
 - 1 受付手数料 受付手数料はありません。
 - 2 紹介手数料 紹介手数料はありません。

- (3) 職業紹介責任者の設置
職業紹介責任者1名以上を設置し、責任者として下記業務に当たります
 - ① 求職者からの苦情処理。
 - ② 求職者に関する情報の管理。
 - ③ 求職の受理、助言及び指導且つ業務の統括とその改善。
 - ④ 職業安定機関との連絡調整。

- (4) 求職の申込は原則全て受付ます
求職の申込は、下記場合を除き全て受理いたします。
 - イ 取扱業務範囲以外の場合。
 - ロ 申込内容が法令に違反しているとき。

- (5) 求職の申込手続き・有効期間について
求職申込手続きについて
 - イ 履歴書及び職歴書等を添えて、弊社指定の「求職申込書」を提出して頂きます。「求職申込書」により、求職者の希望職種、希望待遇等を把握するとともに求職者登録を行い、紹介活動を開始いたします。
 - ロ 申込み有効期間は、当年度末(3月末日)までとする。

- (6) 情報の保管管理
 - ① 収集した情報は、業務目的の範囲以内でのみ使用いたします。
 - ② ご本人の同意を得た場合以外は、一切目的外に使用いたしません。
 - ③ 収集した情報の取扱は、民営職業紹介担当者のみ限定し、且つ厳重に保管いたします。
 - ④ ご本人の要請があれば、いつでも開示及び訂正を行います。又保管方法及び使用に関する説明を行います。これら要請を理由として、ご本人に対して不利益な取扱はいたしません。
 - ⑤ 弊社内部規定として情報管理規定を作成し、全社でその遵守を徹底します。

- ⑥ 個人情報取扱に関する責任者を定め、その管理の徹底と苦情処理を責任をもって当たらせてます。(苦情処理担当者名、苦情受付電話番号は、営業担当より申し上げます)

(7) 苦情処理

- 1 苦情の受付
求職者からの苦情につきましては、書面及び電話・FAX等で苦情受付担当者にお申し出下さい。
- 2 苦情処理
苦情受付担当者と紹介元責任者（法律で設置することが定められている紹介事業の責任者）が、誠意を持って対応いたします。
- 3 苦情受付担当者名、紹介元責任者名、及び受付電話番号等は、本件呈示を行った者がお知らせいたします。

- (8) 弊社は、職業安定法に基づく有料職業紹介事業の許可を受け、社会的要請により求職者と求人者間の需給調整機能を果たすことを使命としております。この目的を達成するため、関係諸法規を遵守し、求職者及び求人者の要請に誠心誠意お応えする所存です。何卒求職者及び求人者の皆様のご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

以 上